

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の四 (略)</p> <p>六の五 一―クロロ―二・四―ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の七〜六の十三 (略)</p> <p>七〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜三十一の二 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)〜(79) (略)</p> <p>(80) N―(四―シアノメチルフェニル)―二―イソプロピル―五―</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六の五〜六の十一 (略)</p> <p>七〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜三十一の二 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)〜(79) (略)</p> <p>(新設)</p>

メチルシクロヘキサカルボキサミド及びこれを含有する製剤

(81) |
| (107) |
(略)

(四Z) | 四ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤

(109) | (108) |
| (172) |
(略)

三十三〜八十三 (略)

八十三の二 | ピロカテコール及びこれを含有する製剤

八十三の三 (略)

八十四〜百九 (略)

2
(略)

(80) |
| (106) |
(略)

(新設)

(107) |
| (170) |
(略)

三十三〜八十三 (略)

(新設)

八十三の二 (略)

八十四〜百九 (略)

2
(略)